

2 練教こ保第 471 号  
令和 2 年 5 月 7 日

練馬区内の保育所・学童クラブ・  
幼稚園に児童が在籍する保護者の  
勤務先事業者の皆様

練馬区教育委員会教育長  
河 口 浩  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症に伴う保育所等・学童クラブ・ 幼稚園の利用の自粛について

練馬区では、新型コロナウイルス感染者の爆発的な拡大を防止するための東京都の要請に基づき、区立小中学校の休校を継続しています。

また、令和 2 年 4 月 3 日より、家庭での保育が可能な世帯に対し、登園の自粛を要請しています。4 月 7 日の緊急事態宣言の発令および 5 月 7 日の緊急事態宣言の発令延長後も、引き続き、保護者の皆様に真に保育が必要な方以外は、標記施設について、利用の自粛をお願いしております。

下記に、練馬区で保育所等の利用の自粛を要請した期間等についてお知らせいたします。

#### 記

#### 【練馬区内の保育所等の休園または利用を自粛した期間】

令和 2 年 3 月 2 日	区立小中学校の休園が決定（4 月 5 日まで）
令和 2 年 4 月 3 日	区内保育所、学童クラブ、幼稚園（区立）の利用自粛を要請（5 月 6 日まで）
令和 2 年 4 月 13 日	幼稚園（私立）の利用自粛を要請（5 月 6 日まで）
令和 2 年 4 月 20 日	区内保育所の利用自粛要請期間を延長（6 月 30 日まで）
令和 2 年 4 月 20 日	区立小中学校の休園の延長が決定（5 月 10 日まで） 学童クラブの利用自粛要請期間を延長（5 月 31 日まで）
令和 2 年 5 月 6 日	区立小中学校の休園の延長が決定（5 月 31 日まで）
令和 2 年 5 月 6 日	幼稚園（区立）の利用自粛要請期間を延長（5 月 31 日まで）
令和 2 年 5 月 7 日	幼稚園（私立）の利用自粛要請期間を延長（5 月 31 日まで）